



熊本県公報

第 1 2 5 1 7 号
平成 28 年 5 月 10 日 (火)
(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 指定居宅サービス事業者の指定…………… (高齢者支援課) 1
- 指定介護予防サービス事業者の指定…………… (") 1
- 指定障害児通所支援事業者の指定…………… (障がい者支援課) 1
- 予算の専決処分…………… (財政課) 2
- 指定居宅サービス事業者の指定…………… (高齢者支援課) 12
- 指定介護予防サービス事業者の指定…………… (") 12
- 指定障害児通所支援事業者の指定…………… (障がい者支援課) 12
- 指定居宅サービス事業者の指定…………… (高齢者支援課) 12
- 指定介護予防サービス事業者の指定…………… (") 12
- 指定居宅サービス事業者の指定…………… (") 13
- 指定介護予防サービス事業者の指定…………… (") 13
- 指定介護予防サービス事業者の指定…………… (") 13
- 道路の供用開始…………… (道路保全課) 13
- 道路の供用開始…………… (") 14

公 告

- 土地改良区定款変更の認可…………… (農村計画課) 14
- 土地改良区役員の退任及び就任…………… (") 14
- 平成 2 8 年度熊本県製薬衛生師試験の実施…………… (健康危機管理課) 15
- 農用地利用配分計画の認可…………… (農地・担い手支援課) 17
- 農用地利用配分計画の認可…………… (") 17

告 示

熊本県告示第 5 1 9 号
 介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 4 1 条第 1 項本文の規定により指定居宅サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第 7 8 条の規定により公示する。
 平成 2 8 年 5 月 1 0 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社 P L U N U R S E	訪問看護ステーション C r u t o あまくさ	天草市本渡町広瀬 1 5 8 8 番地 6 1	平成 2 8 年 5 月 1 日	訪問看護

熊本県告示第 5 2 0 号
 介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 5 3 条第 1 項本文の規定により指定介護予防サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第 1 1 5 条の 1 0 の規定により公示する。
 平成 2 8 年 5 月 1 0 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社 P L U N U R S E	訪問看護ステーション C r u t o あまくさ	天草市本渡町広瀬 1 5 8 8 番地 6 1	平成 2 8 年 5 月 1 日	介護予防訪問看護

熊本県告示第 5 2 1 号
 児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）第 2 1 条の 5 の 3 第 1 項の規定により指定障

害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第21条の5の24の規定により公示する。

平成28年5月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	障害児通所支援の種類
児童発達支援事業所パレット宇土 放課後等デイサービスキャンパス宇土 宇土市入地町1 63番地1	株式会社ライフウェル 熊本市南区富合町南 田尻471番地 奥村 好誠	平成28年 5月1日	4352300059	指定児童発達支援 指定放課後等デイサービス

熊本県告示第522号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により平成28年4月27日付けで専決した平成28年度熊本県一般会計補正予算（第1号）の要領は、次のとおりである。

平成28年5月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

専第 2 号

平成28年度熊本県一般会計補正予算（第1号）

平成28年度熊本県の一般会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ36,639,132千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ724,412,829千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の補正は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の補正は、「第3表 地方債補正」による。

平成28年4月27日専決

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

第 1 表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 国庫支出金		83,254,393	17,392,946	100,647,339
	1 国庫負担金	42,665,508	16,055,267	58,720,775
	2 国庫補助金	38,067,494	1,337,679	39,405,173
2 繰入金		25,170,905	2,438,610	27,609,515
	1 基金繰入金	23,836,200	2,438,610	26,274,810
3 諸収入		38,042,770	9,168,576	47,211,346
	1 貸付金 元利収入	25,565,931	9,168,576	34,734,507
4 県債		60,941,000	7,639,000	68,580,000
	1 県債	60,941,000	7,639,000	68,580,000
歳入合計		687,773,697	36,639,132	724,412,829

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 総 務 費		33,233,090	13,816	33,246,906
	1 総務管理費	11,319,717	5,000	11,324,717
	2 防 災 費	4,523,566	8,816	4,532,382
2 民 生 費		97,922,203	17,072,866	114,995,069
	1 災害救助費	12,287	17,072,866	17,085,153
3 衛 生 費		56,665,309	3,905	56,669,214
	1 公衆衛生費	41,796,474	3,905	41,800,379
4 農 水 産 業 林 費		37,776,365	190,347	37,966,712
	1 農 業 費	14,422,992	59,171	14,482,163
	2 畜 産 業 費	2,468,758	12,640	2,481,398
	3 林 業 費	8,712,380	113,000	8,825,380
	4 水 産 業 費	3,517,802	5,536	3,523,338
5 商 工 費		30,151,047	9,267,131	39,418,178
	1 商 業 費	26,126,806	9,267,131	35,393,937

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
6 土 木 費		34,396,060	600,000	34,996,060
	1 河川海岸費	8,733,907	600,000	9,333,907
7 警 察 費		37,081,688	29,210	37,110,898
	1 警察管理費	33,485,926	29,210	33,515,136
8 教 育 費		168,299,205	9,544	168,308,749
	1 教育総務費	31,731,857	9,544	31,741,401
9 災 害 復 旧 費		2,655,782	9,452,313	12,108,095
	1 議 会 災 害 復 旧 費		3,832	3,832
	2 総 務 災 害 復 旧 費		298,312	298,312
	3 衛 生 災 害 復 旧 費		1,102	1,102
	4 農 林 水 産 業 災 害 復 旧 費	873,882	2,465,167	3,339,049
	5 商 工 災 害 復 旧 費		10,289	10,289
	6 土 木 災 害 復 旧 費	1,781,900	6,366,736	8,148,636
	7 警 察 災 害 復 旧 費		217,524	217,524
	8 教 育 災 害 復 旧 費		89,351	89,351

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
歳 出 合 計		687,773,697	36,639,132	724,412,829

第 2 表 債務負担行為補正

変 更

補 正 前			補 正 後		
事 項	期 間	限 度 額	事 項	期 間	限 度 額
1 農業近代化資金利子補給 農業協同組合等が農業近代化資金を農業者等に対し、平成28年度において総額30億円の範囲内で融資する場合の農業協同組合等に対する利子補給	平成29年度 ～平成49年度	千円 264,361	1 農業近代化資金利子補給 農業協同組合等が農業近代化資金を農業者等に対し、平成28年度において総額45億円の範囲内で融資する場合の農業協同組合等に対する利子補給	平成29年度 ～平成49年度	千円 439,601
	年次別内訳			年次別内訳	
	平成29年度	28,008		平成29年度	46,173
	平成30年度	29,000		平成30年度	48,500
	平成31年度	29,000		平成31年度	48,500
	平成32年度	27,358		平成32年度	46,091
	平成33年度	25,071		平成33年度	42,223
	平成34年度	22,751		平成34年度	38,278
	平成35年度	20,433		平成35年度	34,335
	平成36年度	18,115		平成36年度	30,392
	平成37年度	15,795		平成37年度	26,447
	平成38年度	13,477		平成38年度	22,504
	平成39年度	11,159		平成39年度	18,561
	平成40年度	8,840		平成40年度	14,617
	平成41年度	6,521		平成41年度	10,673
	平成42年度	4,203		平成42年度	6,730
	平成43年度	1,884		平成43年度	2,786
	平成44年度	1,042		平成44年度	1,087
	平成45年度	778		平成45年度	778
	平成46年度	543		平成46年度	543
	平成47年度	307		平成47年度	307
	平成48年度	72		平成48年度	72
	平成49年度	4		平成49年度	4

区 分	期 間	利子補給率
個 農協 人 銀行	15年以内	年 1.25% 以内
共 農協 同 銀行	20年以内	年 1.25% 以内 年 0.40% 以内

区 分	期 間	利子補給率
個 農協 人 銀行	15年以内	年 1.30% 以内

(熊本地震被害対策資金)

補 正 前			補 正 後			
事 項	期 間	限 度 額	事 項	期 間	限 度 額	
2 漁業近代化資金利子補給 漁業協同組合等が漁業近代化資金を漁業者等に対し、平成28年度において総額 4億円の範囲内で融資する場合の漁業協同組合等に対する利子補給	平成29年度 ～平成48年度	千円 37,992	2 漁業近代化資金利子補給 漁業協同組合等が漁業近代化資金を漁業者等に対し、平成28年度において総額 6億円の範囲内で融資する場合の漁業協同組合等に対する利子補給	平成29年度 ～平成49年度	千円 67,864	
	年次別内訳			年次別内訳		
	平成29年度	4,711		平成29年度	7,133	
	平成30年度	4,711		平成30年度	7,311	
	平成31年度	4,497		平成31年度	7,097	
	平成32年度	3,977		平成32年度	6,505	
	平成33年度	3,362		平成33年度	5,741	
	平成34年度	2,871		平成34年度	5,097	
	平成35年度	2,505		平成35年度	4,578	
	平成36年度	2,169		平成36年度	4,090	
	平成37年度	1,863		平成37年度	3,631	
	平成38年度	1,557		平成38年度	3,172	
	平成39年度	1,309		平成39年度	2,771	
	平成40年度	1,118		平成40年度	2,427	
	平成41年度	928		平成41年度	2,084	
	平成42年度	737		平成42年度	1,740	
	平成43年度	547		平成43年度	1,397	
	平成44年度	407		平成44年度	1,104	
	平成45年度	316		平成45年度	860	
	平成46年度	226		平成46年度	617	
	平成47年度	136		平成47年度	374	
	平成48年度	45		平成48年度	130	
				平成49年度	5	
			(熊本地震被害対策資金)			
			区 分	期 間	利子補給率	
			個人施設等資金	130 ト未満の漁船その他の施設	20年以内	年 1.25%以内
			共通等利資金	農林中央金庫が漁業協同組合に貸し付ける資金	20年以内	年 0.4%以内
			共通等利資金	農林中央金庫が漁業協同組合に貸し付ける資金	20年以内	年 0.85%以内
3 中小企業対策融資損失補償 金融機関が中小企業対策融資として総額 260億円の範囲内で融資した資金について熊本県信用保証協会が保証債務の履行をした場合の損失補償	平成28年度 ～平成41年度	122,400	3 中小企業対策融資損失補償 金融機関が中小企業対策融資として総額 360億円の範囲内で融資した資金について熊本県信用保証協会が保証債務の履行をした場合の損失補償	平成28年度 ～平成41年度	162,400	

第3表 地方債補正

1 追 加

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
災害救助事業費	千円 2,462,000	(借入先)	年5.0%	据置期間を含め
議会施設 現年発生単県費	3,000	財務省、地方公 共団体金融機構、 会社、その他	以 内	30年以内
災害復旧事業費			(ただし、	半年賦元利均等
総務施設 現年発生単県費	265,000	(借入方法)	利率見直し	償還又は元金均等
災害復旧事業費			方式で借り	償還、満期一括償
耕地現年 発生単県費	1,575,000	証書借入又は証 券発行(他の地方 公共団体との共同 発行を含む。)	入れる資金	還等
農林水産施設 現年発生単県費	41,000	(その他)	について、	ただし、県財政
災害復旧事業費			利率の見直	の都合により、繰
商工業施設 現年発生単県費	10,000	工事その他の都 合により、一部又 は全部を翌年度以 降に繰り下げて借 り入れることがで きる。	しを行った	上償還をなし、又
災害復旧事業費			後において	は借換えをするこ
公共土木 現年発生単県費	499,000		は、当該見	とができる。
警察施設 現年発生単県費	216,000		直し後の利 率)	
災害復旧事業費				
教育施設 現年発生単県費	88,000	発行価格が額面 金額を下回るとき は、その発行差額 をうめるため必要 な金額を加算した 額を限度額とする ことができる。		

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
災害援護資金費 貸付事業	千円 30,000	政府貸付金の 借入れ	無利子	据置期間を含め 12年以内 半年賦元金均等 償還
計	5,189,000			

2 変 更								
起 債 の 目 的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
治 山 国 庫 補 助 事 業 費	千円 951,000	(借入先) 財務省、地 方公共団体金 融機構、会社、 その他	年5.0% 以 内 (ただし、 利率見直 し方式で 借り入れ る資金に ついて、 利率の見 直しを行 った後に おいては、 当該見直 し後の利 率)	据置期間を 含め30年以内 半年賦元利 均等償還又は 元金均等償還、 満期一括償還 等 ただし、県 財政の都合に より、繰上償 還をなし、又 は借換えをす ることができ る。	千円 985,000	(補 正 前 に 同 じ)		
公 共 土 木 現 年 発 生 国 庫 補 助 事 業 費	329,000	(借入方法) 証書借入又 は証券発行(他 の地方公共団 体との共同発 行を含む。) (その他) 工事その他 の都合により、 一部又は全部 を翌年度以降 に繰り下げて 借り入れるこ とができる。 発行価格が 額面金額を下 回るときは、 その発行差額 をうめるため 必要な金額を 加算した額を 限度額とする ことができる。			2,745,000			
計	1,280,000				3,730,000			

熊本県告示第523号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。

平成28年5月10日

熊本県知事 蒲島郁夫

（特定施設入居者生活介護）

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
養護老人ホームすずらんの杜 外部サービス利用型特定施設入居者生活介護事業所 八代市葭牟田町428番地	社会福祉法人天龍会	平成28年5月1日

熊本県告示第524号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。

平成28年5月10日

熊本県知事 蒲島郁夫

（介護予防特定施設入居者生活介護）

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
養護老人ホームすずらんの杜 外部サービス利用型特定施設入居者生活介護事業所 八代市葭牟田町428番地	社会福祉法人天龍会	平成28年5月1日

熊本県告示第525号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第21条の5の24の規定により公示する。

平成28年5月10日

熊本県知事 蒲島郁夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	障害児通所支援の種類
多機能型支援事業所笑みっこ 菊池郡菊陽町沖野4丁目18番地48	社会福祉法人菊愛会 菊池市隈府字南古町469番地10 最上 太郎	平成28年5月1日	4352200259	指定児童発達支援 指定放課後等デイサービス

熊本県告示第526号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。

平成28年5月10日

熊本県知事 蒲島郁夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社レーヴ	訪問介護ゆめこの家	荒尾市高浜321番地12	平成28年5月1日	訪問介護

熊本県告示第527号

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）附則第11条及び第14条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第5条の規定による改正前の介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者として次のとおり指定したので、公示する。

平成28年5月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社レーヴ	訪問介護ゆめこの家	荒尾市高浜321番地12	平成28年5月1日	介護予防訪問介護

熊本県告示第528号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。

平成28年5月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（特定施設入居者生活介護）

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
コミュニティハウス 悠優かしま 嘉島町上仲間字皆本151番地1	社会福祉法人千寿会	平成28年5月1日

熊本県告示第529号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。

平成28年5月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（介護予防特定施設入居者生活介護）

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
コミュニティハウス 悠優かしま 嘉島町上仲間字皆本151番地1	社会福祉法人千寿会	平成28年5月1日

熊本県告示第530号

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）附則第11条及び第14条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第5条の規定による改正前の介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者として次のとおり指定したので、公示する

平成28年5月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
一般社団法人九州ソーシャルサポート	デイサービスセンター早稲田イーライフ人吉	人吉市駒井田町188番地4 羽田野ビル1階	平成28年5月1日	介護予防通所介護

熊本県告示第531号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成28年5月10日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成28年5月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	五木湯前線	球磨郡水上村大字岩野字小川内 1567番1地先から 同所 1543番2地先まで	201.1	単道改

2 供用を開始する期日 平成28年5月10日

熊本県告示第532号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成28年5月10日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成28年5月10日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
主要地方道	牛深天草線	天草市二浦町亀浦字女房河内 4310番5地先から 天草市二浦町亀浦字白石 4402番6地先まで	151.0	防安交 (改築)

2 供用を開始する期日 平成28年5月10日

公 告

熊本県公告第328号

球磨郡多良木町に事務所を置く百太郎溝土地改良区理事長岡村文明から平成28年4月7日付けで申請のあった定款の変更については、平成28年4月28日付けで認可したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第3項の規定により公告する。

平成28年5月10日

熊本県知事 蒲島郁夫

熊本県公告第329号

熊本市に事務所を置く白川西南部土地改良区の役員が次のとおり退任及び就任した旨の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により公告する。

平成28年5月10日

熊本県知事 蒲島郁夫

役職名	氏 名	住 所
退任		
理事	村上 浩一	熊本市南区今町246番地1
理事	藤本 増行	熊本市南区土河原町103番地
理事	青木 久照	熊本市南区八分字町2965番地
理事	村上 保雄	熊本市南区孫代町186番地
理事	宮本 直敏	熊本市南区会富町259番地1
理事	西山 紀男	熊本市南区浜口町533番地
理事	木下 信正	熊本市南区白石町741番地
理事	西田 一信	熊本市南区無田口町1677番地
理事	古川 泰三	熊本市西区中島町1760番地
理事	上妻 義照	熊本市西区中原町1317番地
理事	島川 功	熊本市西区中原町949番地
理事	志賀 孝成	熊本市西区沖新町1229番地
理事	藏田 義春	熊本市西区沖新町903番地2
理事	西村 繁忠	熊本市西区沖新町60番地
監事	河野 善明	熊本市南区会富町1373番地1
監事	米村 實男	熊本市南区並建町293番地
監事	植村 博	熊本市南区島口町122番地
監事	木下 政昭	熊本市西区沖新町1280番地
就任		
理事	藤本 増行	熊本市南区土河原町103番地
理事	上妻 實	熊本市南区八分字町482番地

理事	植村 尚文	熊本市南区砂原町1194番地
理事	鳥井 隆一	熊本市南区八分字町3148番地
理事	宮本 直敏	熊本市南区会富町259番地1
理事	奥村 一俊	熊本市南区浜口町872番地
理事	正木 津吉	熊本市南区並建町350番地
理事	中村 勝也	熊本市南区無田口町1647番地
理事	北村 隆敏	熊本市西区中島町1408番地2
理事	上妻 義照	熊本市西区中原町1317番地
理事	古川 泰三	熊本市西区中島町1760番地
理事	山本 敬大	熊本市西区沖新町54番地
理事	藏田 義春	熊本市西区沖新町903番地2
理事	本田 武久	熊本市西区沖新町1363番地
監事	上村 恒治	熊本市南区会富町551番地2
監事	藤本 勇	熊本市南区白石町432番地
監事	吉田 佳弘	熊本市南区畠口町436番地
監事	西田 正勝	熊本市西区中島町629番地

熊本県公告第330号

製菓衛生師法（昭和41年法律第115号。以下「法」という。）第4条第1項の規定により平成28年度熊本県製菓衛生師試験（以下「試験」という。）を次のとおり実施するので、熊本県製菓衛生師法施行細則（昭和42年熊本県規則第40号）第2条の規定により公告する。

平成28年5月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 試験日時及び場所

- (1) 日時 平成28年7月20日（水）午後1時30分から午後3時30分まで（2のただし書に該当する者にあつては、午後2時45分まで）
- (2) 場所 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県庁本館地下1階地下大会議室

2 試験科目

試験科目は、次に掲げる科目とする。ただし、職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）別表第11の3の3の菓子製造に係る1級又は2級の技能検定に合格した者で、試験科目の免除を願い出たものについては、試験科目のうち(6)に掲げる科目を免除する。

- (1) 衛生法規
- (2) 公衆衛生学
- (3) 食品学
- (4) 栄養学
- (5) 食品衛生学
- (6) 製菓理論及び実技（実技は、和菓子、洋菓子又は製パンのいずれか1つを選択）

3 受験資格

試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ受けることができない。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第57条に規定する者で、都道府県知事の指定する製菓衛生師養成施設において1年以上製菓衛生師として必要な知識及び技能を修得したもの
- (2) 学校教育法第57条に規定する者で、2年以上菓子製造業に従事したもの（原則として週4日以上かつ1日6時間以上勤務しているものに限り、専ら製品の運搬及び配達並びに食器及び器具の洗浄等に従事しているものを除く。以下同じ。）
- (3) 法の施行の日（昭和41年12月26日）に現に菓子製造業に従事していた者（学校教育法第57条に規定する者を除く。）で、菓子製造業に従事した期間が、法の施行の日において3年を超えていたもの又は法の施行の日後3年を超えるに至ったもの

4 受験手続

- (1) 受験願書の配付
各保健所及び健康危機管理課での配付、郵送による配付及び熊本県ホームページからの配信により実施する。
各保健所及び健康危機管理課での配付期間は、平成28年6月6日（月）から同月17日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。
郵便による配付を希望する者は、宛先を明記し92円切手を貼った返信用封筒（長形3号、A4用紙の長辺を三つ折りにした書類が入る大きさの封筒）と連絡先（本人と直接連絡が取れる電話番号等）を記載したものを同封し、封筒の表に「製

- 菓衛生師試験願書請求」と朱書して熊本県健康福祉部健康危機管理課（〒862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号）宛て請求すること。
- (2) 受験願書受付期間
 ア 受付期間は、平成28年6月13日（月）から同月17日（金）までとする。
 イ 受付時間は、午前9時から午後5時までとする。
 ウ 郵送による受験申込みは、平成28年6月17日（金）までの消印があるものに限って受け付ける。
- (3) 受験願書の提出
 ア 試験を受けるようとする者は、(4)の提出書類等に(5)の受験手数料を添え、熊本市に住所を有する者は熊本市保健所に、それ以外の者は最寄りの熊本県保健所に提出すること（郵送による受験申込みをする者を除く。）
 イ 県外に居住する者及び郵送による受験申込みをする者にあつては、封筒の表に「製菓衛生師試験願書在中」と朱書し、(4)の提出書類等と(5)の受験手数料分の熊本県収入証紙又は郵便為替を同封し、熊本県健康福祉部健康危機管理課（〒862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号）宛て特定記録郵便で提出すること。ただし、2のただし書に該当する者は、郵送による提出はできない。
- (4) 提出書類等
 提出書類は、次のとおりとする。また、アからエまでの書類の提出部数は、保健所に提出する場合は合にあつては2部、郵送で提出する場合は合にあつては1部とする。
 ア 受験願書（第1号様式）
 イ 菓子製造業従事証明書（第2号様式）（3の(1)に該当する者を除く。）
 ウ 提出先で原本照合を受けた菓子製造技能検定合格書の写し（2のただし書に該当する者に限る。）
 エ 最終学校の卒業証明書若しくは修了証明書又は提出先で原本照合を受けたそれらの写し（3の(3)に該当する者を除く。）
 オ 写真2葉（受験願書の提出前6か月以内に脱帽して正面から上半身を撮影した縦3.6センチメートル、横2.4センチメートルのもので、裏面に撮影年月日及び氏名を記載したもの）
 カ 証明書等に記載された姓と現在の姓が異なる場合は、戸籍謄（抄）本
- (5) 受験手数料
 9,700円（受験願書受付後の受験手数料は、一切返還しない。）
- (6) 受験票の交付
 受験票は、受験願書の受付審査後、試験前日までに郵送する。
- 5 合格基準
 6 科目の合計得点が満点の6割以上であり、かつ、各試験科目の得点とその試験科目の平均点の2分の1の点（小数点以下を四捨五入した点）を下回らないこと。
- 6 合格発表及び合格証書の交付
 (1) 合格者の発表は、平成28年8月19日（金）午前10時に熊本県庁本館1階ロビー及び各保健所において行う。また、熊本県ホームページに掲載する。
 (2) 合格者に対しては、合格証書を郵送する。
- 7 その他
 (1) 願書の請求及び受験についての問合せ先

熊本県健康危機管理課	096-333-2247
山鹿保健所衛生環境課	0968-72-2184
有明保健所衛生環境課	0968-44-4121
菊池保健所衛生環境課	0968-25-4135
阿蘇保健所衛生環境課	0967-32-0535
御船保健所衛生環境課	096-282-0041
宇城保健所衛生環境課	0964-32-0598
八代保健所衛生環境課	0965-33-3198
水俣保健所衛生環境課	0966-63-4104
人吉保健所衛生環境課	0966-22-3107
天草保健所衛生環境課	0969-23-0172
熊本市保健所食品保健課	096-364-3188

 (2) 試験成績の開示
 熊本県個人情報保護条例（平成12年熊本県条例第66号）第22条の規定により開示を希望する受験者に対し、各試験科目の得点及び合計得点を開示する。
 ア 開示請求の方法
 熊本県庁新館3階健康危機管理課に、身分を証明するもの及び合格証書又は受験票を持参した場合に開示する。
 イ 開示期間
 合格発表の日から1か月間（平成28年8月19日（金）から同年9月20日（木）まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）の午前10時から午後5時まで。）とする。
 (3) 試験問題の開示
 試験問題は、合格発表と併せて熊本県ホームページに掲載する。掲載期間は、1年間（平成28年8月19日（金）から平成29年8月18日（金）まで）とする。
 (4) 合格の取消し

受験申込みに当たって虚偽若しくは不正があった場合、又は受験中の不正行為が判明した場合は、合格を取り消す。

熊本県公告第331号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第5項の規定により公告する。

平成28年5月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
農事組合法人熊本 すぎかみ農場	熊本市南区城南町永	上益城郡嘉島町大字鯉字早田60番ほか 3筆

2 認可年月日

平成28年5月2日

熊本県公告第332号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条第1項の規定により次のとおり農用地利用配分計画を認可したので、同条第5項の規定により公告する。

平成28年5月10日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
農事組合法人熊本 すぎかみ農場	熊本市南区城南町永	熊本市南区城南町築地字内河内360番 2ほか7筆

2 認可年月日

平成28年5月2日